

98 港湾指定

統合 合併時

- これまで釧路市単独で行ってきた事業を現行のまま新市に引き継ぎます。

99 都市計画マスタープラン

その他 —

- 当面、現行の都市計画マスタープラン(釧路市・釧路町が策定)により地域特性に配慮した「まちづくり」を進めますが、新市における都市計画マスタープランは、法定手続等を考慮し新総合計画(平成19年度作成予定)に基づき策定します。

100 市町村営住宅の建設・建替え整備計画(住宅マスタープラン)

再編 経過措置2年程度

- 新市へ移行後、現行の6市町村の計画を再編し一本化します。
- 事業実施の円滑な推進を図るため現行計画の早急なまとめが必要であり、2年程度を目途に新計画を策定します。

101 都市計画用途地域

その他 —

- 法定手続き等を考慮し合併後に対応すべき事項ですので、現状においては調整不要です。

102 民間土地区画整理事業への助成

統合 合併時

- 合併時に「釧路市」の制度(施工面積10ha以上で事業費の5%以内や公共施設整備に係る工事費の2分の1以内を助成等)で一本化します。



103 上水道の事業認可

統合 合併時

- 新市が一括して厚生労働大臣へ水道事業経営認可申請を行います。
- 合併時に釧路市と釧路町の給水区域を統合し、白糠町域を加えた2地区の水道事業経営認可申請を行います。その後、事業統合へ向けた取り組みを行います。

104 簡易水道の事業認可

統合 合併時

- 新市が一括して北海道知事へ水道事業経営認可申請を行います。
- 現在、給水区域に設置されている施設等は、現行のまま新市に引き継ぎます。施設等の老朽化対策には資本投下が必要とされることから、新市において事業会計の健全化を図りながら検討します。

105 下水道の事業計画

統合 合併時

- 新市で次の3事業を行い、認可変更により処理区を決定します。
 - ①公共下水道事業(市街化区域)・・・釧路市・釧路町・白糠町
 - ②特定環境保全公共下水道(市街化区域外)・・・阿寒町・音別町
 - ③農業集落排水事業・・・鶴居村
- 公共下水道は都市計画決定が必要となるため、都市計画との調整が必要です。
- 整備計画は各地域の整備状況を勘案し、全体のバランスを考慮しながら整備を進めます。

【参考】下水道普及率

釧路市	釧路町	阿寒町	鶴居村	白糠町	音別町
95.8%	69.0%	61.5%	48.7%	31.8%	70.2%

※平成15年4月1日現在

106 緑の基本計画

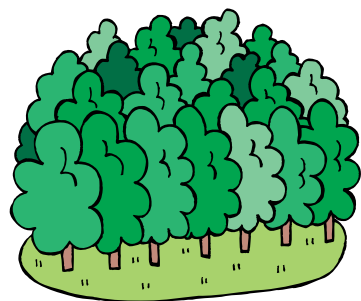
その他 —

- 当面、現行の緑の基本計画(釧路市・釧路町が策定)により地域の緑地計画を進めますが、新市における緑の基本計画は、法定手続等を考慮し都市計画マスタープランに基づき策定します。

107 公園の維持管理(都市公園)

統合 経過措置3年程度

- 6市町村の実情に合わせた体制が取られており、合併時に一本化は難しいことから、合併後、現行の管理委託先の状況を見て一本化を図ります。



108 環境保全の資金助成

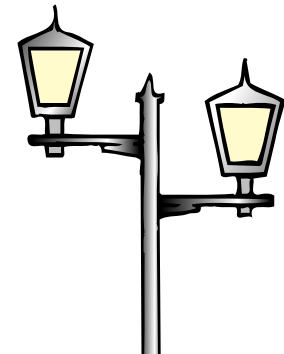
統合 合併時

- 公害防止条例に規定する施設等の設置・改善に充てる融資制度があるのは釧路市だけですので、「釧路市」の制度に一本化し、新市に引き継ぎます。

109 街路灯の整備

統合 合併時

- 6市町村の事業内容に違いはなく、また、交通安全上、国道・道道・市町村道の総合的な整備が新市においても必要ですので、現行のまま新市に引き継ぎます。



⑥ 行政組織・財政・議会に関すること

28項目

110 市町村の総合計画

その他 —

- 総合計画の策定は、合併後直ちに着手し、遅くとも平成19年度までに完了させます。
- 新総合計画の計画期間は、遅くとも平成20年度からとし、策定にあたっては新市建設計画を基本とします。
- 新総合計画が策定されるまでは、6市町村の現総合計画を地域振興計画と位置付け、新総合計画には地域別振興計画を盛り込むこととします。

111 特別職(三役)の給料・諸手当

統合 合併時

- 特別職の給料は、「釧路市」の制度を採用します。
- 手当の種類は、「期末手当」と「寒冷地手当」とし、期末手当の支給率は「釧路市」の制度を採用します。

112 職員の定数

統合 合併時

- 職員定数は、合併時に新市に引き継ぎますが、新市において職員定数の適正化計画等を策定し、定員の適正化に努めることとします。

113 職員の給料表

統合 合併時

- 一般職の給料表は、「釧路市」の制度を採用します。
- 保健師等医療技術者の給料表は、一般職の給料表を適用しますが、医師以外の医療職等は国家公務員の給料制度が定められていますので、この導入を検討します。

114 職員の退職手当

統合 合併時

- 釧路市独自の給付制度と、5町村が加入している北海道市町村退職手当組合の給付制度を一本化します。

115 職員の勤務条件

統合 合併時

- 年次有給休暇は、職員の採用や退職の時期を考慮し、年度での付与が望まれます。
- 市町村独自の特別休暇制度は、国家公務員の制度との均衡に配慮します。

116 消防組織と人員

統合 合併時

- 釧路市消防本部、釧路西部消防組合、釧路町(釧路東部消防組合所属)の3組織の速やかな統合を図ることを第一とし、合併時に統合します。
- 組織定数及び署・支署の配置は、合併時にそのまま新市に引き継ぎます。また、新市移行後に新たな定員管理計画を策定し、定員管理の適正に努めるとともに、比較的重複と思われる消防力については、均衡を図り消防体制を維持します。
- 救急体制は、各地域の高齢化が進んでいる現状からも、迅速で高度な救命体制の確立が必要であり、将来的には救急隊の専任化が理想です。また、各市町村の地域事情に対応できる救急車の整備に努めるとともに、保有台数、出動区域も含めた体制づくりを新市移行までに検討します。

